

# 中央大学 会計人会 会 報

発行所 中央大学会計人会

東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会 長 平 川 忠 雄

編集人 広報担当 前 川 和 義  
副 会 長

## 活躍する中大スポーツ部



〈写真提供・中大スポーツ新聞部〉



## 平成12年度 税制改正の動向

——相続税改革など注目される改正事項——

会 長 平 川 忠 雄

中央大学に学び、会計人として専門分野において活躍している同窓の先生方には益々の御隆昌のこと心よりお慶び申し上げます。

さて、社会経済の大きな変動は、我々の業務領域である「企業組織等に関する法制・企業会計そして税制の諸制度」に及び、そのリポリューションの頻度は高まり、正に新世紀への脱皮がすすめられています。

「専門領域の壁は自らの研さんによって立ち上

げるものである」とは黒沢清先生の至言であります。変革期のインプットは、いわゆる業務拡充の仕込みであります。中央大学会計会もこの重要時期に研修や情報提供に益々の活動を高めていく所存であります。母校、中央大学も八王子キャンパスから東京市ヶ谷に大学院を設置することになり、専門家育成のアカウンティングスクールが、開設される状況と聞いております。先生方には会計人会の会務のほか、この大学院研究所の業務

にも御協力を賜わりたく、お願いを申し上げる次第であります。

これからの業務拡充期に向い、益々の御健勝、御発展を心より祈念いたします。

秋晴れの澄んだ空が映えるときに……

## ① 平成12年度税制改正に対する政府税制調査会の中期答申の検討事項

「政府税調の中期答申は3年に1度策定される税制改正答申で、今回は21世紀初めの税制の骨格を明らかにする目的でまとめられる」

### (参考)

	日 本	アメリカ ①	②	③
収入階級別負担額 (所得税・個人住民税)				
500万円	12.6万円	44.1万円	32.9万円	49.4万円
700万円	36.2万円	85.6万円	63.8万円	95.8万円
1,000万円	97.0万円	174.1万円	129.9万円	194.9万円
課 税 最 低 限	H10年 361.6万円 減税後 382.1万円	288.5万円	215.3万円	322.9万円
最 低 税 率	10%	15%	15%	15%
所 得 税 収	15.7兆円 (99年度)	102.9兆円 (98年度)	76.8兆円	115.2兆円
(注)	恒久的減税 (H11)	(基準外国為替相場) 1ドル=134円	円高 100円	円安 150円

このため課税最低限の引き下げや最低税率の見直しの検討に取り組み、配偶者控除など各種控除の整理・縮小による課税ベースの拡大をとり上げ、平成11年度恒久的減税で見送られた税率構造の見直しも検討課題となっている。

### 2. 納税者番号制度導入の検討

各種の所得や資産の捕そく状況を改善するため、納税者番号制度の導入問題の検討に入る。

この納番制といわれる制度は、利子・配当や株式譲渡益などの所得をまとめて把握し所得税制の公平な課税をすすめるものであり、そのアクセラとして住民票をコード番号で管理する改正住民基本台帳法も成立している。

納番制についてベクトルを変えてみれば、その番号は税務行政のみに利用されるコストを軽減する目的から税務以外の分野で利用されることも予

## 「1」 個人所得課税の抜本改革の検討

個人の所得税に関しては、平成11年度税制改正で最高税率の引き下げと定率減税が実施されたところであるが、中間所得層の負担を軽減するための税率構造見直しなどの抜本改革は先送りされたため、この対応が検討される。

### 1. 課税最低限と税率構造の見直し

この論点は、所得税の課税最低限が国際的にみて高く、一方で最低税率が低い点などから所得税負担の影響もはや国民的基幹税の所得税が一部の納税者負担税となっている実状が問題視されているのである。

測され、そのプライバシー保護に対する国民の不安なども根強いものがある。

また、制度導入や運営、そしてメンテナンスにかかるコストも検討されなくてはならないところである。

### 3. 金融資産への課税強化

課税最低限の引き下げと最低税率の見直しの検討に合わせて課税の公平性を高めるため現在、分離課税となっている利子・配当や株式譲渡益の総合課税組み込みが検討される。

既に平成11年度改正において、株式譲渡益の源泉分離課税制度が廃止され、経過措置のタイムリミットも平成13年3月31日までとなっていることもあり、納番制の導入も検討されているため、金融資産への課税強化は前向きに検討されることになる。

## 「2」 抜本改革の背景

### 1. 平成11年度恒久的減税の補充

所得税は所得に応じた負担を求める制度であるため、所得の大小にかかわらず一定額減税する定率減税方式は望ましくないといえることからの臨時措置と位置づけたものであり、抜本的な見直しが必要であること。

### 2. 中間所得者層への対応

税率構造の見直しを課税最低限の引き下げや所得控除の抜本的な見直しなどの財源をもって実施するための検討である。

なお、所得控除の整理・縮小は高額所得者の税負担を高くする効果が生じ、課税最低限の引き下げは課税対象者の拡大となり、所得税負担の均衡化がすすめられる。

### 3. 利子・配当および株式譲渡益課税の総合課税 転換への対応

現行の分離課税は所得税20%程度の負担であるため、金融資産性の所得を総合課税にしても最低税率が低く、課税最低限が高いとその課税強化の効果が減ぜられてしまう点も着目した検討課題であるといえる。

## 「3」 政府税調の中期答申へ向けた主な検討課題のまとめ

1. 個人の所得税 課税最低限の見直し。累進税率の緩和。各種控除の縮小
2. 消費税 社会保障財源の確保。税率引き上げ。益税問題解消
3. 納税者番号制度 導入・運営のコスト。プライバシー保護
4. 法人税 租税特別措置の見直し。連結納税制度。時価会計・会社分割税制
5. 相続税 税率、課税ベースの見直し
6. その他 金融資産への課税強化。環境関連税制の検討

## ② 相続税改革の動向

### 「1」 プロローグ

1. ①我が国の相続税制は、諸外国に比べて、税率は高く、累進構造は急なものとなっている。特に最高税率の70%は極めて高いこと。②我が国においては、相続税収が国税収入に占める割合は、他国と比べて高いものとなっていること。③我が国を含めて各国においては、事業承継円滑化のための特別措置が設けられていること。

### 相続税の国際比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
課 税 方 式	遺産取得課税方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
課 税 最 低 限 (配偶者と子2人) (子2人)	8,000万円 7,000万円	1億5,250万円 7,626万円	8,213万円 4,107万円	1億241万円 5,121万円	2,280万円 1,140万円
最 低 税 率	10% (800万円以下)	18% (122万円以下)	40%	7% (640万円以下)	5% (95万円以下)
最 高 税 率	70% (20億円超)	55% (3億6,600万円超)		30% (32億円超)	40% (2億1,280万円超)
税 率 の 区 分 数	9	17	1	7	7
相続税収が国税収入に占める割合	4.5%	1.8%	0.8%	0.5%	1.8%
特 別 措 置	小規模宅地の特例	納税者救済法	事業用資産に係る軽減措置		事業用資産についての支払いの特例

(注1) 1ドル=122円、1ポンド=191円、1マルク=64円、1フラン=19円 (1999年7月8日現在)

(注2) ドイツの税率は第1階級(配偶者及び子女)の税率、フランスの税率は配偶者及び直系血族の税率によった。

## 2. 我が国の相続税収の変化等

- (1) 相続税の水準と関係の深い地価及び株価は、平成2年～4年のいわゆるバブル期に比べれば、相当程度低下している。しかしながら、地価等が安定的に推移していたバブル期前の昭和60年頃と比較すれば、消費者物価等の変化を勘案しても、現在の地価及び株価は引き続き高い水準にある。
- (2) こうしたことの影響もあり、①相続税における被相続人1人当たりの納付税額、②相続税収及び租税収入決算額に占める相続税の割合、③物納の申請件数等は、現在でもバブル期以前の水準まで下がっておらず、依然として高い水準となっている。

## 〔2〕 相続税税制の抜本的見直しの方向

1. 相続税については、相続税率の引き下げをはじめ負担軽減のための見直しが累次にわたり行われており、負担も軽減されてきているところであるが、次の項目については引き続き、事業承継の円滑化という観点から見直しが必要であるとの指摘がなされている。

- (1) 相続税率及び贈与税率等
- (2) 取引相場のない株式の評価方法
- (3) 事業承継のための生前贈与制度
- (4) 延納・物納制度

2. 事業用資産についての分離課税制度を創設すべきとの意見もあるが、今後様々な角度から検討を行う必要があるものと考えられる。

### 3. 相続税率及び贈与税率等の見直しにかかわる考え方

(1) 我が国の相続税等の課税体系は、昭和25年以来遺産取得課税方式が採用されてきている。遺産取得課税方式とは、相続税を相続という形で行われる財産の偶然な移転による不労所得に対する課税を行うもので、「特殊な形態の所得税」であるという考え方にたつものである。

遺産取得課税方式は、相続人の取得した遺産の価額を課税標準とし、①財産取得者の個人的負担税力を測定して合理的な負担が課され、②富の集中化の抑制と富の再配分を図るという目的に適合し、③我が国の相続制度にも合致する、とされている。

(2) こうした相続税の「特殊な形態の所得税」

という性格を踏まえれば、昨年度の税制改正において個人所得税の最高税率の引き下げ等累次にわたる見直しで所得課税が引き下げられてきていることから、これに対応して、相続税率の引き下げ、税率区分の見直し等の税率構造の見直しによる負担軽減を図ることが必要である。

(3) 贈与税は、相続税と同様、受贈者が贈与により偶発的に受けた富に対して担税力をもとめるものであるとともに、被相続人の生存中に財産を分割して贈与することにより相続税負担の回避をはかることを防ぐものである。贈与税は相続税の補完税であり、両者は密接な関連を有している。また、中小企業者の事業承継との関係でも計画的な事業承継には、後継者の育成の意味を含め自社株式の贈与を活用することは有効な手段である。

こうしたことから、贈与税についても、税率の引き下げ、税率区分の見直し等の税率構造の見直しを行うことか必要である。

また、贈与税の基礎控除は、昭和50年に年60万円に引き上げられて以来、据え置かれたままである。物価の上昇等を考慮し、贈与税の基礎控除額の引き上げを図るべきである。

### 4. 取引相場のない株式の評価の見直しの必要性の論点

(1) 相続財産の価額は、相続税法第22条により、一定のものを除いて、当該財産の取得（相続）時の「時価」により評価することとされている。「時価」とは、財産評価基本通達により、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものとされている。

(2) 中小企業の円滑な事業承継を確保するためには、自社株の評価が適正になされることが極めて重要な問題である。なぜなら、中小企業は通常同族で経営されており、自社株が資産の相当分を占めている一方で、その株式は市場性・流通性がないことから、その「時価」は明確でないからである。

現行の取引相場のない株式の評価の方法については、いくつかの点で評価が過大となっていると、中小企業にとって負担が過重になっているとの認識が多い。このため、以下の点において改善を図るべきとの要望が中小企業団体から出

されている。

#### ア. 類似業種比準方式における取引相場のない株式の評価の減額

「時価」とは不特定多数の当事者間での自由な取引において成立する価額であるが、取引相場のない株式については、そうした取引は存在していないのが通常である。このため、現行においては、類似業種比準方式と純資産比準方式を組合せてこうした株式の評価を行っている。

しかしながら、この評価方法は一定の合理性を有するとも言えるが、実際に不特定多数の当事者間の自由な取引において成立する価額とは通常乖離が生ずるものである。このため、現行の方式による評価が適正なものであるためには、「財産評価の安全性」が十分考慮されていることか必要である。

具体的には、取引相場のない株式の処分は、①買い手が存在しないため、実体上不可能なこと、②減額率には事業に必要なノウハウや対外的信用力が考慮されていないこと等から、現行30%の類似業種比準方式における減額率を50%程度とすべきである。

特に、中小の会社については、そもそも現行の上場株の価額をベースにした方法によりその株式を評価することは無理があり、評価額と適切な価額との乖離が大きいものと考えられるため、十分な安全率を見込むことが必要である。

また、上場会社と中小企業の信用力、安定性等の格差を勘案し、算定式を見直すことも検討する必要がある。

#### イ 類似業種比準価額と純資産価額の併用割合

##### (L値)の見直し

中会社に分類される会社の取引相場のない株式については、その大きさにより、「中会社の大」「中会社の中」「中会社の小」に区分され、

$$\text{評価額} = [\text{類似業種比準価額}] \times L + [\text{純資産価額}] \times (1 - L)$$

の算式で評価される。(※L=90%、75%、60%)

株式の価格形成においては、株式の収益性が重要な要素であることにかんがみ、取引相場のない株式の評価に当たっては、株式の収益性を重視し、現行方式で適用されるLの値を引き上げるべきである。例えば、全ての規模の会社について、類似業種比準方式の適用を認める(L=100%)こと等

が考えられる。

#### ウ 非上場・公開株式会社の大・中・小会社の判定基準

現行においては、大会社・中会社・小会社の判定は、従業員数、総資産価額(簿価ベース)及び取引金額に着目して行っている。

現行区分では、より小さい規模の会社に判定されがちであり、結果として株式の評価が高くなることが多い。このため、従業員数の区分をはじめとして判定基準を見直すべきである。

#### エ 特定の評価会社の株式の評価について

●現行方法では、3期連続で、純資産、利益及び配当の3要素のうち2要素がゼロになると、株式は純資産価額で評価されることとなる。現下の経済情勢では、2要素がゼロになることは珍しくなく、本評価方法により中小企業に極めて厳しい負担が課されるケースがある。このため、「2要素ゼロ」の場合の評価についても見直しが必要である。

●株式保有特定会社・土地保有特定会社に係る「特定の評価会社の株式」の取扱いについても見直しを検討する必要がある。

●取引相場のない株式の評価に当たっては、事業継続を前提として企業の収益性のみにより評価が行われるべきとの意見もあったが、こうした意見については、利益は操作が可能であり、評価の基準として客観性・公平性に欠けるのではないか等の問題点が指摘されている。

#### 5 小規模宅地の減額特例

小規模宅地の課税価格の減額特例については、平成11年度改正で特定事業用宅地等についての対象面積が200㎡から330㎡まで拡大されているところであるが、事業承継を円滑化するためには、本特例の内容は不十分であり、現行80%の減額率を100%まで引き上げるべきであるとの要望が高まっている。

#### 6. 中小企業の事業承継円滑化のための納税猶予制度等

(1) 中小企業の事業承継の円滑化を図るための税制として、農地等の生前贈与制度に準じた制度を創設すべきであるとの意見もある。本研究会で提案された具体的な案は、事業用資産については、相続時点での相続税の納税を猶予し、相続後5年間について事業を継続した場合は、当該事業に係る相続税を免除するというもので

ある。

(2) しかしながら、次のような問題点が指摘されている。

- ① 農業に関しては、国は農業基本法第16条に基づく農地の細分化防止の目的から、共同相続人の1人が農業経営を引き続き担当するような施策を講ずるものとなっているが、中小企業についてはそうした法的措置はない。
- ② 中小企業経営にとって、土地が農業と同様の唯一絶対の生産要素ではない。
- ③ 農業の制度も縮小されていく方向にある。
- ④ 農地については、農地以外への転用規制があるが、商工業の場合の業種転換について規制はないこと。

### 7. 延納・物納について

- (1) 相続税を金銭で一時に納付することが困難な場合で一定の要件を満たす場合は、相続税額を延納することができる。この場合、延納期間と利子税は、相続財産中に占める不動産等（土地、土地に存する権利、自社株等）の割合により差が付けられている。一般的に、相続財産中の不動産等の割合が高くなれば延納期間は長くなり、利子税は低くなる。また、不動産等に係る延納相続税額は、不動産等以外に係る延納相続税額よりも延納期間は長く、利子税は低くなる。
- (2) 延納に係る利子税については、平成11年度税制改正において、公定歩合に連動することとされ、全般的に引き下げられた。
- (3) 必ずしも資産が現金化していない相続の段階で一括して相続税を支払うことは、相続人にとって依然として重い負担であることには変わらない。このため、延納期間の延長等により、事業用資産について延納制度を利用した場合の負担の大幅な軽減を図るべきであるとの要望も多い。
- (4) 延納も困難な場合にのみ物納が認められるが、物納制度の利用は増加しており、物納制度の利用円滑化についても今後検討を行っていく必要があるといえる。

#### (備考)

検討中といわれているが、事業承継税制として改正案となっているものがある。

- (1) 延納期間 最高30年とする。
- (2) 未上場株式の物納制度の改革として、国による保護預り方式をとり入れ、延納期間中に本税の完納をすれば、その株式を返還し利子税を免除するという案が出されている。

(注) 本文は、通産省中小企業庁における事業承継問題研究会「中間とりまとめ」に加筆したものである。

## ③ 法人税における企業集団税制としての連結納税制度の検討

1. 21世紀を担うわが国の法人課税体系を構築するため本格的連結納税制度の導入を前提として、わが国の企業経営の実態や連結財務諸表制度の実施状況を充分に見極めながら、諸外国の制度の状況をも勘案しつつ、専門的・実務的な検討を開始する。

その検討に当たっては、連結納税制度の導入が個々の法人毎に課税する現行の法人課税体系の抜本的改革となることから、実務家等との意思の疎通を図りつつ、連結納税制度の導入に伴って生ずる諸問題の解決を図るほか、税収入の問題にも充分に対処することとする。

よって、適正かつ公平な課税を担保するとともに、万全な租税回避防止策を講ずることにより、2001年を目途に連結納税制度の導入を目指すこととする。

### 「2」 主要検討項目（連結納税制度）

〔平11. 10. 22〕資料  
〔法 小3-2〕

紙面の都合により、各項目の内容は省略します。

- 〔連結納税の導入の必要性〕
- 〔連結納税制度の類型〕
- 〔納税義務、申告・納付等〕
- 〔連結課税所得の各種計算規定等〕
- 〔租税回避行為の問題〕
- 〔税収減の問題〕
- 〔他の税との関連〕
- 〔地方税の問題〕

# 中央大学会計人会総会報告

副会長 前川 和 義

会報発行の都合で遅れ馳せながら本年度総会の報告を致します。

平成11年5月17日、場所は、例年とは所変ってアルカディア市ヶ谷において、午後5時30分より開催された。

## 第一部 定時総会

審議に先立ち、平川会長より挨拶があった後、議長が選任され直ちに議事に入った。

### (1) 事業報告の件

平成10年度の事業報告について、荻野副会長より、4月1日の観桜会および研究会、5月25日の定時総会および記念講演会、12月19日の秋期定例研修会がそれぞれ開催されたこと並びに数回に亘り理事会、正副会長会が開催されたことが報告された。

組織活動については、大江副会長より前述の研究会、講演会が催されたことや、ゴルフ同好会関係の報告、および会員名簿の随時訂正、拡充をおこなっていることの報告があった。

広報活動については、会報第6号が発行されたこと、および第7号が引続き発行予定であることが、前川副会長より報告された。

大学・大学学生会との関係については、平川会長より幹事会、支部長会への出席の他、今回より

特に中大法曹会定時総会や、中大志雲会30周年記念パーティへの出席等、学員会相互の懇親に努めたことの報告があった。

以上の事業報告については、満場異議なく承認可決された。

### (2) 収支報告、会計監査報告の件

神山副会長より、下段別掲記の平成10年度の収支報告と貸借対照表について説明があり、監事の監査報告書の朗読があった後、議場に諮ったところ満場異議なく可決確定した。

### (3) 事業計画、収支予算の件

事業計画については荻野副会長より、収支予算については神山副会長よりそれぞれ説明があり、その賛否を諮ったところ満場異議なく承認された。

### (4) 規約改正

会計人会会則第9条に、役員たる副会長を5名のところ、10名にしたいこと、および第12条定時総会は会計年度終了後4ヶ月以内とあるを5ヶ月以内とすることについてそれぞれ承認可決。

### (5) 役員改選の件

会長、副会長、常任幹事、理事、監事はそれぞれ重任とし、新たに副会長として岡崎和雄、小池正明、佐藤 寛、鈴木康二、鈴木康雄の各先生が新任された。

以上で定時総会の審議は終了した。

平成10年度 収支計算書 (平成10年1月1日～平成10年12月31日)

平成11年度 収支計算書 (平成11年1月1日～平成11年12月31日)

中大会計人会

【単位：円】

科 目	支 出 の 部			科 目	収 入 の 部		
	平成10年度 予算額	平成10年度 決算額	平成11年度 予算額		平成10年度 予算額	平成10年度 決算額	平成11年度 予算額
名簿作成費	1,200,000	0	1,200,000	通常会費収入	5,000,000	3,740,000	5,000,000
会場費	1,000,000	769,500	1,000,000	親睦会収入	1,500,000	730,000	1,500,000
通信費	1,000,000	881,480	1,000,000	雑収入	100,000	92,000	100,000
事務局費	600,000	110,000	600,000	利息収入	50,000	286	50,000
消耗品費	300,000	224,886	300,000				
会報費	900,000	369,026	900,000				
渉外費	300,000	249,320	300,000				
研修費	500,000	45,937	500,000				
広告費	100,000	40,000	100,000				
委員会費	200,000	0	200,000				
予備費	500,000	0	500,000				
雑費	50,000	1,724	50,000				
当年度支出合計	6,650,000	2,691,873	6,650,000	当年度収入合計	6,650,000	4,562,286	6,650,000
次年度繰越金	11,344,454	13,214,867	13,214,867	前年度繰越金	11,344,454	11,344,454	13,214,867
支出合計	17,994,454	15,906,740	19,864,867	収入合計	17,994,454	15,906,740	19,864,867

貸借対照表 (財産目録)

平成10年12月31日

中央大学会計人会

【単位：円】

科 目 (内 訳)		金 額
I 資産の部		
1 現金		27,430
2 銀行預金等		
①東京三菱銀行	中野支店 (普) No.4451431	73,827
②安田信託銀行	神田支店 (普) No.1227297	217,937
③さくら銀行	上野広小路支店 (普) No.5321671	2,043
④振替預金	神田六郵便局 No.150-6-28490	12,893,630
資産の部合計		13,214,867
II 負債の部		0
差引正味財産有高		13,214,867

会計監査報告書

今期決算につき、平成10年度の事業報告書並びに収支報告書、財産明細及び関係帳簿類等を監査したところ、適法に処理されておりますのでご報告申し上げます。 平成11年5月15日

監事 田中左門

第二部 講演会

テーマ：「税理士のための税効果会計」

講師：副会長 山田淳一郎先生

最近話題の案件について、噛み砕いた大変分かり易い説明で、裨益するところが多い有益な講演であった。

第三部 懇親会

引続いて前川副会長進行により、懇親会が開宴された。

会長挨拶、来賓よりの祝辞、参加の来賓紹介、乾杯の後、それぞれ歓談を楽しみながら閉会となった。(副会長 前川和義)

新副会長 就任のごあいさつ



岡崎 和 雄

このたびは、副会長の職を仰せつかり光栄に存じております。

会計ビックバンの導入により、ドラスチックな変革がもたらされております。環境の変化の中において、常に新しい知識の修得が求められております。当会においても、研修活動の活性化により、これら要請に応じた体制作りができればと願っております。

研修以外の面でも、親睦を深めることができたと願っております。小生は、鈴木康雄先生と共に、当会のゴルフ同好会（会長大江晋也先生）の事務局を担当しており、年2回コンペを開催しております。来年4月20日に武蔵松山でコンペを予定しております。

皆様のご参加をお待ちしております。



小池 正 明

私は、東京税理士会に所属する税理士ですが、本年5月の総会において、本会の副会長をお受けいたしました。

経済環境が劇的に変化するなかで、さまざまな分野で「改革」が進行していますが、私たち職業会計人の業界も例外ではありません。

このような状況においては、同じ職域に属する者が団結し、情報や意見の交換を行うことがより重要であり、そのために中大会計人が果たす役割は大きなものであると思います。

本会のために微力ながら尽力するつもりですので、よろしく願いいたします。





佐藤 寛

### 明るく楽しい中大会計人会に

この度の総会で不肖私に副会長、そして総務担当と言う重責を負わされ浅学非才の身ではございますが、お引き受けした以上は諸先輩が築き、残された我が中央大学会計人会の輝かしい伝統を守りながら諸先輩をはじめ、役員の方々さらに会員皆様のためにも微力乍ら努力して行きたく皆様方の絶大なるご支援を心からお願い申し上げます。

会員相互の理解と親睦を深めさらには、研修研鑽に努め明るく楽しい学びを通じて同志との結合を強固なものにし、会計人として恥じない様を一層の協調を図りたいものと考えて居ります。役員の方々との会員の皆様方のご理解あるご支援と、ご協力を衷心よりお願い申し上げます。



鈴木 康二

この度、はからずも副会長・研修担当を担うことになりました、公認会計士の鈴木康二（スズキ コウジ）と申します。伝統ある中央大学会計人会の名を汚さぬよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。私の氏名がもう一人の副会長である鈴木康雄先生と似ており、間違いやすいので、“コウジ”と呼んで下さって結構です。

私は昭和42年に商学部を卒業し、翌年公認会計士二次試験に合格しました。その後、外資系会計事務所・プライスウォーターハウス（現青山監査法人）に入所し、平成3年同事務所を退職するまで監査部門（6年間）、国際税務部門（12年間）、そして海外駐在（5年間）の経験をさせていただきました。現在、法定監査業務、税務コンサルティング（特に国際税務）、英文財務諸表の作成等を行っております。長い間、会計人会にご無沙汰しておりましたので、昨今のビッグ・バンの追い風の下、研修担当の山田先生と協力し、会員のレベル・アップに寄与するつもりでおります。どうぞよろしくお願いいたします。



鈴木 康雄

この度、副会長を拝命いたしました。昭和51年3月、商学部会計学科を卒業し、6年間外資系事務所に勤務して監査業務に就いていましたが、その後は税務にシフトし、現在では専ら税務関係の仕事に従事しております。当会では以前より広報の手伝いをさせていただいており、微力ではございますが今後も尽力していきたいと思っております。

会計事務所の周囲を見ても会計、税務とも最近においては目まぐるしいほどの早さと深い内容をもって変化が起きています。これらに対応するためにも有益な情報を、また時にはリラックスできる話題も併せて提供していければと考えております。

どうぞ、宜しくお願い致します。

## “アカウンティングスクール（仮称）設置構想すすむ”

吾が母校「中央大学」においては、21世紀へ向けての総合的な改革に関する理事会基本方針に基づき、先に取得した新宿区市ヶ谷における新キャンパスにおいて、高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行うことを目的とする大学院を発足させる計画が着々と進展している模様である。その為に、既に法学部関係では“ロースクール”として、中央大学大学院法学研究科においての新た

なる社会人教育を、新キャンパスにおいて開講の予定となっているほか、商経学部においても目下専門大学院としての“アカウンティングスクール”の開講に向けて鋭意研努力中とのことであり、単に会計のみならず、金融を含めたグローバルな見地からの実践教育を中心とした総合的な大学院教育を開講すべく準備中であり、近々正式に発足するものと期待されている。

## 第 3 回大学会計人会サミット開催さる

鈴木 康 雄

平成11年11月7日(日) 午後3時より、熱海市の大観荘において第3回大学会計人会サミットが開催された。

今回は、我が中央大学会計人会が幹事となつての開催で、前川副会長の司会進行のもと、平川会長により開会の挨拶が行われ、参加者30名全員が簡単な自己紹介を行った。

参加者構成は次のとおりである。

駿台会計人倶楽部	6名
税理士稲門会	2名
税理士三田会	1名
日本大学校門会計人会	1名
青学会計人クラブ	1名
神奈川大学会計人会	3名
法政大学会計人会	3名
立命館学園会計人会	1名
中央大学公認会計士会	1名
中央大学星友会	1名
中央大学会計人会	10名

続いて情報交換の時間が持たれたが、駿台会計人倶楽部では弁護士、公認会計士、税理士による明士会が結成された旨の報告があった外、若干の意見交換、質疑が行われ、次回幹事会には税理士稲門会が推挙され全員異議なく承認した。

午後3時半からは、山田副会長が講師となり、1時間にわたって、これからの会計事務所の在り方とマネー運用についての考え方という2つの内容で研修会が行われた。

前半では、ナスダック・ジャパンの構想とこれが会計業界に及ぼす危惧を含めた影響を述べられ、今後の資格制度の在り方についても言及された。

後半では、従来は銀行の定期預金に金を預けておけばローリスクでハイリターンを得られたが、今やローリスク・ローリターンの時代となっており、資金運用に対する価値観も異なってきたもよいのではないかとの指摘をされた。

続いて平川会長が講師となり、現在検討が進められている法人税連結納税制度と、相続税・贈与税に関しての今後の改革の動向について報告があ



った。

短時間ではあったが、ポイントを絞つての重要な説明であった。

定刻5時に研修を終え、前川副会長の挨拶により、サミット協議会は閉会となった。

1時間の休憩の後、午後6時から佐藤副会長の司会により、懇親会が開宴された。

平川会長の挨拶に続き、次回幹事会の天野税理士稲門会会長より挨拶を頂戴した。

関本駿台会計人倶楽部会長の発声により、一同乾杯をし、しばしの間、歓談を楽しんだ。

午後8時、宴たけなわではあったが、予定の時刻となり、懇親会も無事終了した。

### 研修会開催のお知らせ

(研修担当)

会計人会秋期研修会を下記の通り実施します。

皆さんどうぞ振ってご参加下さい。

日 時 平成11年12月11日(土)

午後6時～8時

場 所 中央大学駿河台記念館275号室

テーマと講師

(1) 「平成12年度税制改正について」

講師 平川 忠雄先生

(2) 「商法改正—会社分割と税制」

講師 山田淳一郎先生

## 中央大学会計人会ゴルフ同好会

## 第 7 回懇親ゴルフ大会での優勝の感激！

越 智 通 秀 (S45年卒)

当日は、10月中旬(13日)にもかかわらず、日中28℃を超える真夏日の中で、第7回懇親ゴルフ大会が、名門「武蔵カントリークラブ・豊岡コース」で開催されました。

前日、四国松山より上京した私は夕食をとるべく新宿南口へ出掛けました。ふと見上げると、きれいにリニューアルされた「新ビクトリアゴルフ館」が目の前に建っているではありませんか、クラブ好きの私のこと、ついふらふらと入ってしまいました。結果的にこの寄り道が、優勝への道案内をしてくれたようであります。

ビクトリアゴルフ館を出た私の右手には、キャロウェイホークアイのドライバーが一本にぎられていたことは言うまでもありません。

翌日、集合時間(8:30)に遅れてはいけないうと思ひ、千駄ヶ谷を6時30分に出発したのですが、関越道から圏央道を利用し、わずか1時間たらずでコースに到着し、あらためて交通の至便さに驚きました。

武蔵カントリーは名門といわれるだけあって管理状況はベストでしたのでノータッチのOKボールなしという本格的ルールで競技が行なわれました。そのためか良いスコアが出なかったことも私にとってはラッキーだったと思われまふ。

当日の私のスコアは、アウト40・イン38グロス78、ハンディ1・ネット77で、同伴競技者は、宇佐美先生・鈴木先生・高畑先生でありました。三人の先生には、あたたかい声援をいただき本当に感謝しております。しかしアウト終了の時には私が優勝するとは夢にも思いませんでした。と申しますのは、私のゴルフの元師匠である大江先生が、アウト45(ハンディ16) ハーフネット37の素晴らしいスコアで(ちなみに私はネット39)回っておられたので、半ば諦めていました。ゴルフというスポーツは、最後のパットを沈めるまで諦めてはいけないうとよく言われますが、この日は正にそのとおりの結果となり、辛うじて右記のとおり一打差で優勝できました。

この中大会計人会の懇親ゴルフは、常に一流の

コースで開催されます。私の住んでる四国には無い日本を代表するコースで、こうして年2回開催されるゴルフ大会に参加できることを本当にうれしく思っています。又、大学も職業も同じ先輩・後輩と楽しむゴルフは、一味ちがった心の安らぎを与えてくれます。

健康のために始めたゴルフによって、数々の感動的な場面を経験し、数多くの方々とお話し、フェアプレー精神を学んだことは、私に生きる喜びを与えてくれました。特に優勝した時は、今日までの練習の成果があがった気がして、喜びはひとしおです。ゴルフバンザイ！

当日参加された皆様に心からお礼申し上げます。

成 績 表

順位	氏 名	out	in	Grofs	H・D	NET
優 勝	越智 通秀	40	38	78	1	77
準優勝	大江 晋也	45	49	94	16	78
3	小池 正明	46	49	95	17	78
4	清原 輝茂	56	52	108	28	80
5	鈴木 康雄	51	50	101	20	81
6	山口 文六	47	52	99	16	83
7	黒田 克司	48	48	96	13	83
8	堀 直人	51	51	102	18	84
9	宇佐美一雄	53	50	103	14	89
10 (B)	高畑 公一	60	55	115	25	90
11	岡崎 和雄	56	57	113	21	92

## ゴルフ同好会から次回コンペのお知らせ

次回のコンペは、平成12年4月20日(木)、埼玉県の武蔵松山カントリークラブを予定しています(4組)。当同好会に今までに参加されたことのない会員で、次回参加を希望される方は下記事務局宛ご連絡下さい。

ゴルフ同好会事務局

岡 崎 和 雄 Tel 03-3863-2264

鈴 木 康 雄 Tel 03-3551-9738

# スイス旅行記

山 田 杉三郎

旅行の行程は、成田→チューリッヒ（1泊）→クール→ツェルマット（3泊）→グリンデルワルト（3泊）→ルツェルン（1泊）→チューリッヒ→成田と、スイスアルプスを巡る旅行でした。

今回の旅行は、団体ツアーでなく、飛行機、ホテル、予約の必要な特急列車を日本で予約し、あとはどこへ廻ろうとかまわないと云う個人旅行に近いものでした。

それでは旅行順路にしたがい、印象などを記してみたいと思います。

先ずチューリッヒは、夕方に着いたことと、ホテルが中心街から離れていることから特に観光はしませんでした。

2日目、朝早くチューリッヒを出て氷河特急への乗換駅のクールへ行き、街を見て廻りました。

昼頃、クールで氷河特急に乗りツェルマットに向いました。車窓の景色は素晴らしく、約6時間乗りましたが、殆んど飽きませんでした。

ツェルマットの駅に着いて荷物の受取り場所が分らず、多少まごつきました。

荷物と云えば、レイルバグゲイジと云うシステムがあり、成田でチェックインする時に預けた荷物がツェルマットに届いているので、大変便利だなあと感心しました。

ツェルマットはご承知の様に山に囲まれた街ですが、その中でもマッターホルンが美しい姿を見せます。ホテルの部屋からも見えたので、夕方と朝のマッターホルンを心ゆくまで眺めました。ことに早朝に陽の昇るにつれて色を変える姿は美しいものでありました。

3日目、朝マッターホルンが近くに見えるゴルナーグラートまで登山電車で行き、周囲の山々も併せて、マッターホルンの威容を見物しました。

4日目の午前中はスネガと云う所へ行き、またマッターホルンを見物し、午後はツェルマットの街を散策しました。

5日目は、朝ツェルマットを出てグリンデルワルトに向いました。



小池に写るマッターホルン

グリンデルワルトに行くにはインターラーケンを通らなければなりません。

途中お推めコースを外れて乗越してタウンまで行き、汽船でインターラーケンへ行き、馬車に乗ったりして、ゆっくりとグリンデルワルトに着きました。それには荷物をチッキで出したため人より荷物の到着が遅れるので、時間を潰したことも理由でもあります。

6日目は、朝グリンデルワルトから登山電車に乗り、ユングフラウヨッホに上りました。

アイガー（山）の中をくり抜いたトンネルを登山電車が登って行くのですが、登りの時だけ途中の窓のところで止り外が見れます。

ユングフラウヨッホは30年前にも来たことがありましたが、今度は設備も整い、氷のトンネルも増え大きくなっていました。

ユングフラウヨッホの眺望は霧雨が降り、あまり良くありませんでした。

7日目は、ゴンドラに乗りフィルストと云う展望の良い所へ出かけ、アイガーやユングフラウ、その他の山々を近くに見物しました。

8日目は、駅で荷物を成田宛出して、ルツェルンへ向いました。

ルツェルンは、スイスの歴史上有名どころだそうで、湖水にのぞんだ美しい都市です。

午後一杯街を見物しました。

翌日は、ここからチューリッヒへ出て成田に向いまして旅行は終わりました。